

研究会報

No. 132
1983年5月刊
村落社会研究会局
事務大学文学部
愛知大学研究室
社員会町畠町1-1
豊橋市 0532 (45) 0441

第一回研究会報告

去る一月五日、東京・中央大学会館にて第一回研究会が多数の参加者のもとに開催され貴重な報告と活発な討論が行われました。報告は、高橋正郎会員から第一回題委員会の論議「農政と村落」についての整理が行われ、そして今村奈良臣氏から「農政の史的展開と村落」というテーマでお話いただきました。ここに報告の要旨と討論の概要を報告いたします。

なお当日の参加者はつぎのとおりです。

相川 良彦、東 敏雄、荒樋 豊、今村奈良臣、
大野 晃、奥津 正仁、櫻村 悅子、柄澤 行雄、
桐原 邦夫、佐渡 和子、三本松政之、島崎 稔、
高橋 明善、高橋 正郎、高山 隆三、田畠 保、
谷口 鞍、長谷川宏二、宮崎 俊行、安原 茂、
若林 敬子、渡辺 正、

各地区別研究会ご案内

東北地区

1. テーマ・報告者

(1) 「むらから見た農政」 — 基本法農政以降 —

(2) 「農政と地域」 河相一成氏(東北大學農学研究所)

二、日 時 五月二十一日(土) 午後一時三〇分～五時

三、場 所 東北大學教育学部教育会議室

関東地区

1. テーマ・報告者

「むら論の虚像と実像」 島崎 稔会員

二、日 時 五月二十八日(土) 午後一時三〇分より

三、場 所 私学会館(四ツ谷)

東海・関西地区

1. テーマ・報告者

(1) 「豊川用水の開通と渥美農業の展開」

—とくに施設園芸農業を中心にして— 渡辺 正会員

(2) 「入会林野と近代的野菜生産」

—長野県南佐久郡川上村の事例— 岩崎信彦会員

(3) 仮題 「戦後わが国の農政と村落の変動」

京都大学農学部 嘉田良平氏

二、日 時 五月二十八日(土) 午後一時三〇分～五時

三、場 所 同志社大学今出川校舎 德昭館一階会議室

『農政と村落（むら）』

についての論点

高橋正郎

一、はじめに

昭和五十八年度村研大会の共通課題が「農政と村落（むら）」に決ったことを受けて、昨年末十二月二十五日に第一回宿題委員会が中大会館において開催され、四国、東北の委員を含め宿題委員八名、事務局、大会開催校各一名の参加のもと、その共通課題の論点整理が行われた。その概要是、すでに配布されている『研究通信』No.一三一で紹介されるが、本日の今村報告とも関連するので、それに参加したものの一人として、そこで論議を踏えた筆者なりの論点整理を行ってみたい。

かつて、村研では「農政の方向と村落社会」という共通論題で研究大会がもたれ、それが『村落社会研究』にまとめられている。一九六一年のことである。それは丁度、農業基本法が制定された年であり、新しい基本法農政が摸索されていた時でもあった。そして、今まで、その基本法農政が見直され、新たな農政が摸索される時点に立ち至った。その新しい農政とは、いわゆる地域農政という名称で形づくられつつあるのであるが、その地域農政では、農政自体が直接、集落を把握しようとするものもあり、農政と村落（むら）とのかかわりは以前にも増して強いものになろうとしている。このような時点で、村研が共通論題に「農政

と村落（むら）」を選んだことは、まさに時宜をえたものといわなければならない。

ところで、その「農政と村落（むら）」といった場合の「農政」とは何を指すか。農政といつても、国の農政、都道府県の農政、市町村の農政（自治体農政）もある。かつては、それらは同じ論理で動き、一枚者のようなものであつたと理解されてきたが、昨今ではそれらに多少のニュアンスの違いを指摘するものもしてきた。しかし、今回の共通論題でいう農政とは、あくまで国の農政を主軸に考えていくべきであるということが、宿題委員会での共通認識である。その国の農政が、いかなる意味で集落・村落（むら）にかかわろうとしているか、逆にその集落・村落（むら）が、国の農政にどう対応してきたか、またどう対応しようとしているか、ということを過去に遡り、また現状分析の中から明らかにしようとするのが今回の主要テーマとなろう。

二、農政の論理と村落（むら）の論理

そのためには、まず、その農政の論理と村落（むら）の論理をそれを別個に捉えて、その違いを明確にし、然る後に両者のかかわり方を明らかにする必要がある。第一回宿題委員会では、これらの点、とくに農政の論理をどう把握するかに多くの時間を割いた。

①農政の論理

農政の論理といつても簡単でない。そこには単一の論理があつて、それで一貫しているものではなく、複数の論理が錯綜しながら動いてきているとみなければならない。すなわちその中には、少くとも三つの論理が重なりあつてそれが動いているのではないか。一つは経済政策の一環と

しての農政、二つは官僚支配、官僚統制としての農政、三つは政治支配の手段としての農政の三つである。そして、それぞれの局面で、今日の農政・農業上の危機的状況が、国の農政をして集落に目を向けざるを得なくなってきたのでないか。

第一の経済政策の一環としての農政では、一連の財界からの農政提言、あるいは偏諱の答申にみられるように、保護農政を改め、競争原理、市場メカニズムを思い切って農業に導入し、経済合理主義に徹した農政の効率化が強く要請されていることである。とくに農政に対する財政負担を大幅に軽減すべきであるという圧力は、従来の補助金農政と拡充を困難にさせ、それに代る農政手段を模索せねばならなくなつたのである。

第二の官僚支配、官僚統制としての農政については、明治以降、一貫して体制化してきたわが国における官僚主導型の農政、すなわち官僚支配による地域農業の把握が、さきの農政における効率化要求、あるいは日本農業の根幹である米の構造的過剰、さらには地域農業の成員が多様化したことによる農政没透の困難化などによって危機に陥り、その官僚支配を今後とも存続させるため、何らかの手段や方策を考え出さねばならなくなつたことである。

第三の政治支配の手段としての農政についても、戦後、とくに河野農政以降、わが国の農村は補助金配分の細い網の中に組み込まれ、大きな「配電板」のどこに電流（補助金）を流せば、どこにどれだけ伝わる（高山教授の比喩）というシステムが出来上つていて、そのシステムの中で、泥々した政治が躍動し、それが保守政治の基盤となつてゐることである。しかしこのシステムも、やはり八十年代に入つて補助金が制

限されるようになり機能が弱まるという危機感が、やはり新たな政治支配の手段を求めざるを得なくなっているといえる。

②村落（むら）の論理

これは村研発足以来、追い求めていたテーマであり、ここ数年の大会共通論題である。「農村自治」、「農村計画」でも深めてきたテーマであつて、会員各位がそれぞれ見識をもたれており、村研歴の浅い筆者が云々する場ではないかも知れないが、お叱りを覚悟であえて私見を述べれば、以下の点を踏える必要があろうと思う。

一つは、その村落なり、集落なりが世代を超えた長期の定住社会であることにかかる。そこでは、長期の均衡観念があり、成員間に平等感がある。もちろん、近年における成員の多様化によって、新しいルールを求めざるを得なくなつてきていて、そこでもやはり長期の定住社会であることの原理が底流となろう。

二つは、とくに稻作社会において、その稻作生産を維持していく上で、村落なり、集落なりが、その生産基盤の保持に重要な機能を果してきていることである。農地の基盤整備が進んだ今日、あるいは将来とも、溝浚えや農道保修のための共同作業は、稻作生産構造を維持する欠かせないものである。

三つは、近年の農業生産力の展開によつて、その生産規模は優に個別農家の規模を超えるものとなり、農業生産にかかる諸資源を集落レベルで主体的に管理し、利用調整しなければ地域農業は維持できなくなつてきたことにかかる。とくに土地利用をめぐる利用調整、そのもとに形成される集団的農用地利用などは、集落での合意を不可欠なものとし

ている。

③農政の論理と村落（集落）の論理の接点

以上のような農政の論理と村落の論理が、具体的な局面で接触する。その接点における具体的な問題を実態論的に、また理論的にどう捉え、どう解説していくかということが、共通論題の主要な課題となる。

考えられる対応は三つある。一つは、その農政の論理に村落（集落）が組み込まれ、さきの「配電板」の末端として、補助金をより多く引き込もうとすること、いいかえれば、政治支配を迎合しながら自らの利益（補助金）獲得を図ろうとする対応である。二つは、現状の農政の論理を肯定しながらも、集落、あるいはそれを基礎とした町村レベルで、その農政を地域が必要とするよう主体的に組み替えること、いいかえれば、細やかな抵抗であるが、また枠の中にあるとはいえ、そこでの自治を確立していくこうという対応である。その三つは、その枠組である農政の論理そのものを打破するため、正面切って抵抗するなり、斗争するという対応である。

現実には、このうち第一の対応が大多数を占めるであろうが、村落の長い歴史の中には第三の対応もなくはなかった。しかし、最近注目されるのは第二の対応である。農業の新しい生産力段階に照応するよう地域農業の仕組みを変えて、主体的に地域農業資源を管理し、その利用調整を図ることを通じて地域的な生産力を向上させようという動きができる。そこでは、上からの農政をストレートに変容していたのではなくて、その実をあげられないとして、意図的にそれを組み替え、地域レベルでの主体的な農政を開拓せざるを得なくなってきたのである。

宿題委員会でも、その第二の対応、すなわちその主体的な農政の組み替えを、どう評価するかが論じられた。その組み替えが国の農政の仕組みそのものを打破する力なり、契機をもつものであるか。組み替えたとしても結局は国の農政の仕組みに取り込まれていて、それを円滑にするための手段として使われているのではないか。いや、その主体的な組み替えが、徐々にではあれ末端での意思決定の幅を拡げ、そこで活動の自由度を高めることにつながるのではないか、などと。そして、この点、そういう組み替えを、誰が何のために行っているのか、村落（集落）の農政の接点にある市町村役場や農協のビヘービアを実態に即して分析しなければ明らかにならないとして、本大会に託すことになった。

三、「農政と村落」の歴史的過程

以上のような論点を、わが国農業のそれぞれの歴史的過程を通じて明らかにされる必要がある。農政は、時々の政策課題、政治的課題によって、ある時は村落（集落）を否定し、ある時は村落（集落）に強く依拠して展開してきた。そして、村落を否定した農政は、その村落に支えられてきた農業生産構造を破壊し、逆に、村落に依拠した農政が、生産力発展の内発的エネルギーを抑制してきたのではないいか。さらに、それとの局面上での村落あるいは集落における主体的対応がどういうものであって、それがその時々の農政の仕組みを変革するのにどう作用してきただけか。そのようなことが歴史通貫的に解明されることが望ましい。そこで考えられるテーマを筆者なりに羅列してみると以下の通りとなる。

(2) 自由民権運動と村落

(3) 地方改良運動と村落

(4) 小作争議と村落

(5) 経済更生運動と村落

(6) 分村運動と村落

(7) 補助金農政と村落

(8) 地域農政と村落

以上の歴史的過程のテーマとは別に、とくに現状分析では、さらに課題を絞ったテーマも考えられる。たとえば、

(9) 農民層分析と村落・農政

(10) 混住化による町落の変貌と農政

(11) 農業構造政策の展開と村落

(12) 地域農業資源管理と村脳・農政

△報告二

農政の史的展開と村落

今村奈良臣

一、課題と限定

(1) 農政が村落を抱えようとしたのは三回あった。第一回＝昭和農業恐慌期、第二回＝市町村合併後の新農山漁村建設事業、第三回＝農用地利

用増進事業及び米の生産調整政策。

この三つの時点を特に中心に述べたい。いずれも大きな農業の転換期にあたる。

(2) 村落とは何か。力が足りず規定することは難かしいが、村落のもつ（あるいはもってきた）機能は次の三点にあると考える。①地域農業資源（土地、水、山等）の維持管理機能、②小農の農業生産（共販、加工等の流通過程も含め）補完機能、③生活面での相互扶助機能。②、③は近年村落レベルでは後退。①の機能は重要。日本農業の特質はストック（地域資源）を巧みに管理し、水田（稻作）農業を中心にフロー化（所得）させるという社会的、経済的、技術的システムを江戸中期頃から形成してきた、入会権、水利権にそれをみるとることができ、村落がその基盤となっていたと考える。

二、時期区分＝農政の画期

農政の変化と村落機能の変化との対応関係。

① 明治三十年代初頭。農会補助金（一九〇〇年）ができる補助金農政の始まり。横井時敬の興農論策。寄生地主化に対応した技術指導体制。

② 第一次大戦後（一九二〇年代）現代農政の政策装置の原型形成。開墾助成法（一九一九年）、米穀法（一九二一年）、用排水改良事業補助要項（一九二三年）、産組中央金庫（一九二三年）、小作調停法（一九二四年）、自作農創設維持補助規則（一九二六年）などの制定、農業への国家介入のシステム形成。

③ 昭和農業恐慌期。時局匡救救農土木事業、農村経済更生運動。スペンディング・ボリシーの発動と村落の再編成。戦時体制への移行。現代的

補助金システムの形成。

④ 農地改革から農地法体制へ。地主制の解体と村落支配体制の変貌。農村近代化論の潮流。地主制復活阻止と自作農主義の徹底。そのため、農地政策は、(1)中央集権的統制主義、(2)自作地主義、(3)個別主義の原則を貫徹し運用される。

⑤ 農業基本法の制定。零細農構造の改革による構造政策の提起、自立經營育成、農業生産の選択的拡大、生産性向上が政策課題に。離農は進展せず、自立經營育成は挫折。

⑥ 地域主義への転換。農地政策が大きく転換。農振法改正による農用地利用増進事業（一九七五年）から農用地利用増進法（一九八〇年）へ。

新農業構造改善事業における共益（公、共、私三セクター区分）の強調。水田利用再編における村落機能の重視。農地政策は、(1)地方分権的規範主義、(2)借地主義、(3)集團主義へ転換。

（補助金農政については拙著『補助金と農業・農村』家の光協会、農

地政策については拙著『現代農地政策論』東京大学出版会、参照）

三、昭和農業恐慌期とムラづくり

(1) 農業恐慌の激発。（その過程は省略）

(2) 恐慌対策。第六十三回帝国議会＝救農議会、犬飼内閣、高橋是清内閣の新政策。

① 救農土木事業、赤字公債発行、オープニング・ケット、オペレーション（一九三二年～三四四年）、六億円。

② 負債整理対策、村落単位の負債整理組合。

③ 農村経済更生運動農村の不満（請願運動）を体制側が吸収し、組織

化しつつ零細補助金を体系化して地方へ流すシステム。「隣保共助の精神」→地縁的機能組織（農事実行組合、養蚕実行組合等）→農村内階級対立の緩和→農業生産の多面的組織化⇒それらを基盤に、役場、産組、農会、教育（学校）の一体化、農本主義イデオロギー⇒戦時食糧増産政策、農業の国家管理体制の確立。

四、農地改革と村落

(1) 改革後一九四〇年代後半の収奪農政。ドッジライン（重課税、低米価、補助金削減）

(2) 一九五〇年代前半、保護農政への転換、農業課税の軽減、奨励金による米価引上げ、補助金激増（「積寒法」と食糧増産五ヶ年計画）。

(3) この時期、ムラは封建遺制の残存物、「不徹底な農地改革」、山と水による支配（共産党新綱領）、ムラのボス支配＝国独資のエージェント（栗原百寿）。

五、新農村建設事業

(1) 動搖してきた自作農基盤の補強。

(2) 市町村合併後の農村地域の補強。

(3) 保守合同後の保守党基盤の強化。

しかし、この補助金政策の強化は見るべきもの少ない。補助から融資への転換、安上り農政批判。

六、水稻の集團栽培と農業構造改善事業

(1) 農業生产力の発展をめぐる二つの道、農業生产力発展の論理が、基本的なところで異なっており、それが今日まで本質的なところで足をひいているようと思われる。

(2) 「六十年代は労働結合の時代、七十年代は機械結合の時代、八十年代は土地結合の時代」（磯辺俊彦）。

(3) 一九五七年、「水稻の集団栽培」（西尾敏男）。愛知県安城市高棚で最初の実施。協定栽培と部分的共同作業。村落の地域資源管理機能（特に用水利用）を再評価し、労働力流出の中で新しい労働結合を作りだす。部分機械化段階で労働力流出（男子）、労働対象に関する新技術の導入（品種、肥料、農薬等）、なお農業所得依存度は大きく、反収増→所得増を共通の目標とする。階層間生産力格差がなおほとんど存在しない段階。全階層参加。典型的には山形・庄内、佐賀平野でその後展開。↓一・三〇〇万台の生産力→米過剰につながる。

(4) 農業構造改善事業の性格。特色は大区画圃場、輸入大型機械。但し一貫体系は確立しておらず、跛行性がきびしく出ていた。土地生産性の低下、労働生産性の一方的追求の強調。零細農耕、分散錯闊との矛盾激化、機械の放置統出。排出された労働力による選択的拡大の強調（麦、大豆等は選択的縮小作物に位置づけられるが、十年後には転作政策における重点作物に指定）。選択的拡大部内の過剰生産が一九七〇年代に顕在化。

七、ムラ農政Ⅱ 地域農政の登場

(1) 世界食糧危機、石油危機を契機に農政転換。食糧の一一定の自給力確保（但しその後も揺れ動くが）。

(2) 農地政策の転換（前述拙著参照）

(3) 農家の価値観の分裂。特に高地価、資産価値の上昇（列島改造機関）の中で「商品所得権としての土地所有権」観。多數派と少數派（農地利用権としての土地所有権）観）への分裂、都市近郊地帯での激化。↓

借地主義への転換の必然性。

(4) 農用地利用増進事業から農用地利用増進法へ。制度改正への主導者Ⅱ故東畑四郎氏。

(5) 東畑四郎氏の五つの命題。①農政の中央集権から地方分権への転換、②農地の有効利用のモラルの確立、③農地の有効利用における集団活動の重要性、④農地の公的管理のシステムの創設（利用権設定方式、農地法の適用除外）、⑤土地プールの構想。

(6) 農用地利用改善団体（農用地利用増進法第二号事業）の制度創設。Ⅱ集落団体の立法化のはじめての経験。さらに農政審答申（『八十年代の農政の基本方向』の推進について）における地域農業集団、全国農協大会十六回大会決議（「日本農業の展望と農協の農業振興方策」）における地域農業集団として具体的な政策推進課題に。集落の重視、集団主義に立った土地利用における新しい規範の確立の強調。

(7) 新農業構造改善事業における計画主体の下放化（集落等基盤）、自主性と生産性向上、構造改善を合せて強調、補助金のメニュー化の推進。

八、むすび

(1) 規範は確立できるか。またいかなる内容のものか。主体となるべき新しい団体（地域農業集団）の性格と機能をいかにとらえるか。

(2) ムラのもつ公平原理と構造政策の内包する能率原理はいかに調整されるべきか。いかなる主体が調整するか。自覚された農民によって組織された新しい農村自治の原点たりうるかどうか。

(3) 計画メカニズムと市場メカニズムの調整。特に農地についてみると請負耕作により全国区型で規模拡大する農家は市場メカニズムによりつ

土地集積（借地）をしているが、耕地分散激化の矛盾。硬直的な計画メカニズムによる場合、すぐれた経営主体が欠落。その調整主体たる新たな中間組織の必要性。それは集落そのものではないであろう。

(4)集団的自主的自己選別の原則の農村内部における確立の課題。個別的自主的自己選別の限界。集団的自主的自己選別とは次のように定義したい。一定の土地利用、資源利用の単位たりうる範囲において、その合理的、効率的利用についての合意を集団的な話し合いを通じて作りあげるため、集団の構成員それぞれが、土地所有の状態、労働力の構成、資本装備の実情を踏まえ、自らの農業経営の現状を客観的に明らかにし、将来の自らの農業経営のあり方及び生活の基盤の方向を自らの意志で選択しつつ集団的に地域農業の再編と活性化をはかること。

(5)集約的部門と粗放（省力）部門の有機的結合による地域農業の再編成の課題。

討 論

司会（高山隆三） それでは討論をはじめます。どなたか口火をきってください。

高橋明善 宿題委員でもありますから最初に発言させていただきます。農政の歴史的過程についてですが、自由民権運動と村落とか、農民一揆と村落ということは、村研の研究課題としては大変大切だと思います。けれども農政を越えて広がるわけですね。ここまで広げると農政という

ものをどう位置づけるのか議論して整理する必要があると思います。

それから今村先生のお話で、中央集権的統制主義から地方分権的規範主義へという問題が出ましたが、これは確かにそうなんですが、本当に農林省が狙っているのは、そんなに違っているのかという感じもするんです。いろいろあちこちで揺さぶられながら、どうも手法が変わっただけではないか。つまり本当の日本の農業をどうするかということが変わったというよりも、従来のやり方では出来ないからこんどは別のやり方でやるというように、やり方が変わっただけではないのか。しかし狙う所はそんなど大きくなればいいんじゃないんじやないという感じもします。その辺りをお聞きしたい。

それから農政についてもう一つ、われわれは今度農政をテーマにするわけですが、普通の町村段階の地方財政を見ますと、農道費の地元負担は十五%位のもので、むしろ社会教育が今密接にからんでいますから多少そういう関係も見ておく必要があるのではないかという感じがします。

高橋正郎 農民一揆をなぜ挙たかということは、前回には出ていなかつたんですが、村落が農政の仕組みを変えるバイタリティがあるのかないのかという議論がありましたので、それを考えてみると少なくとも表だって抵抗したのは、農民一揆時代の事ではなかつたかと思われます。というように聞いているのですが、その辺に原点みたいなものがないかという気持ちで私は見ていました。

今の農政ということよりも、村落における自己主張みたいなものをやつてのけたという、その辺の評価はいろいろあるかと思いますが、そ

ういう意味でひとつそういう報告があつてもおもしろいのではないかということです。当時は必ずしも内部の対立関係は、それほどシビアではなくたかもしれないけれど、原点みたいなものではないかという意見なんですね。

今村 これは農政全部にかけたつもりで言つたのではありません。農政の全体にたとえば農業の財政、つまり財政金融政策がありますが、これが全部変つたわけでもない、それから価格政策や生産政策についても変つたわけでもありません。ただ土地問題だけは、今までのシステムではもう処理しきれなくなつた。悪く言えば、村に責任をとらせるという形で逃げざるを得なくなつたということで、行政介入をいくらやつても容易ではなくなっています。

農政の体系そのものが全部変つたというわけではありません。だから補助金というのは、ある意味でまだ中央集権的ですよね。ただその辺をどういうふうに考えたらいいか難しいんですけども、土地問題については、そういう手しかない。そういう枠組をつくるしかないという感じがしているんですね。

高橋正郎 今村さんのお話を伺つて非常に興味を覚えましたのは、集団栽培の位置付けが大局的には二つの生産力が展開の危機だったという点です。それに関連して考えてみると、今の農政もやはりその二つの道があるんじやないか。要するに農地の流動化、これは国で考えているのは全国型の流動化でしょう。そして流動化による中核農家の育成というのは、個別主義ですね。これが一つの柱になっています。ところがそうではなくて地元から出でてきている集団的農地利用というのは、別の集団

意識的な、あるいは地方区的な農地の集積化です。その二つの道が依然としてあるんじゃないかと思うんですね。

今村 それは僕もそう思うんですがね。だから集団栽培を始めた西尾さんがいつも強調することだけれども、つまり集団栽培という考え方の原則はこれからますます重要だということです。一見集団栽培ということを否定するように農政がとりあげなくとも、今日の土地の有効利用とか転作をとってみても、結局もう集団栽培をやるというのが原則ですよ。

それでさき程の磯辺さんの言っておられることで非常に感銘を受けたというのは、簡単に書いておられるけれども、つまり労働結合をベースにおいた集団栽培ということです。機械が改良されると効率化する、そうすると土地の結合団体を変えなくてはならないというように否定ではなくて、その上に重ねながらという発想だと思うんですけれども。

高橋正郎 二つの道というのは、どちらかといえば第一次農構以降の場合、下からの盛り上りのうえに乗つたものではなくて、一つのパターンに入ったようなセット主義で押して来たわけですね。今もそういった内発的な生産力に基づけられた、とくに土地利用型の生産力に位置づけられた動きと、政策で考えている中核農家育成論との二つの道として指定できるのではないか。

今村 最後のところで私が言つたのは、そういう主旨なんです。

高橋正郎 そこでその二つの道というふうに考えていて、政策での地域主義への転換というものが果してどうなのかどうかという質問のお答

今村 そういう枠組みを受け身ではなくて、どういうように主体的に作

り上げていくかということでしか地域農業の生産力発展は出来ないのでないか。だから農政が何かやつてくれれば受け身というような発想では、もうとてもできない問題なんですね。

高橋正郎 そうするとの原理の転換というのは政策の原理の転換ではないんですね。

今村 桁組みの転換ということです。だからそれをどういうふうに主体的にやるかということ、つまり慣行をベースにしながら新しい規範をつくりしていく以外に事実の問題としてできないのではないか。農政を論ずるときに、片方で主体形成がどうなのかという問題を常にやらないと全体としての政策論にならないのではないかと思うんです。

高橋正郎 しかしこういった方向へ向かわざるを得なくなつたという政策の反省があることは否定できないと思います。しかしその反省が実は基本法農政では、土地利用型農業における展開について失敗であったということが評価できるのではないかと思うんですがね。やはり、土地問題に触れるを得ないとということ、あるいは水田農業に触れるを得ないとということは、村落に基づきられた生産力の構造みたいなものにならざるを得ない。それを無視をした経済効率化ということの政策展開の失敗ということとも言えるんじゃないかな。

今村 僕は全部は分らないんですが、たとえば一次構でパイロット事業が確か七個ありました、その痕跡を今日も残しているのは、知つてゐる限りでは一つしかなく、三重県玉城町の立田だけなんです。優秀だといわれた頸城や寝屋川など随分あったのが、痕跡さえもないですね。一次構を実施し農林省が拠点といったいくつかのところがどうなった

のか実態をトレースし、それで農政批判をきちっと歴史的に位置づけないとだめだろと思つています。立田は現況がありますから、昭和四十年、四八年、五十五年の三度悉皆調査をやりましたが、二十年の変化を総括しようと思つています。痕跡のないところはどうしようもないが、なぜ消えたのかということ、つまり一次構で政策的に考えた生産の形成が不毛であつたということをトレースし、それに対してもう一回、たとえば集団栽培が違つた次元でどう生きているのかという対抗関係を明らかにするのが、三十年代から四十年代の前半にかけての政策論のひとつ決め手かなと思っています。容易ではないからまだやつていなんですがね。そういうなかで、四十年代に出てきた農地管理事業団法案が実体的にどういう意味をもつたかというのは、まだ全然はつきり分らない。法案の議論だけですからね。

司会 それでは少し議論を進めていきたいと思います。今村さんから村落とは何か、ということで、とくに現段階についてお話をあつたわけでございますが、その村落の機能といたところで、①地域農業資源の維持管理機能、②（小農の）農業生産補完機能、③（生活面の）相互扶助機能という形でお出しになりましたが、そのあととの時期区分と何らかの対応関係といいますか連関させてお考えになつておられるんでしょうか。

それからもうひとつは、後の方で公平原理が出てきます。この公平原理の問題と村落の問題がどういう形で関係するのかという点についてお話し願いたい。

今村 そういう対応関係を考えなくてはならんということに気がつきましたところで、今まであまり考えてこなかつた状態ですから先になつて

機会があつたら。あるいはもう皆さんそんなことはとっくに分かっているんだつたら教えていただきたいんですがね。

たとえば恐慌のとき、つまり農業経済更生運動のときに、相互扶助機能をめぐってどのような具体的な指導をされたかというようなことをまだ調べてないんですね。一般的には農林省の経済更生部が出していいる資料などでは、そういうようなことをイデオロギー面から家だと両親だとか、子どもはどういうふうに働けだとかいろいろ教育面にも入ってきますね。そして隣り近所を大事にしろという隣保共助の精神にだんだん入ってきますね。それで経済更生運動時代には、補助金はそう出すのではなくて自力更生ですからね。だからできるだけこういうのを強調した方がいいわけですね。生産補完機能もできるだけいろいろいっていますよね。

それから地域資源については、維持管理だけではなくて、もっと有効利用したらどうだというふうなことをいっている。補助金は少ししか出さないけれども、それを契機にして何かやれと言われていますよね。それが新農村というのは、総合的な問題まで、あるいは生産過程まで入らないものですから、実際問題としては薄いんですね。だから一種のばらまきなんです。

それで問題になってくるのは、いろいろの時代に全部集落というのは問題になるんですけども、一次構でも結局集落をベースに事業をやるわけですね。ただ取り上げたひとつひとつについては、この点どうかとなると非常に困っているんですね。私はそれを切り離して、たとえば戦後だけとつて三十年のある集落というものの共通的な変化は一体何なの

かという、そこから発想していかないんですね。まだ、いま言われた対応関係というものを詰めて考えておらないのですから。

司会 そういう形で対応関係としてある面のどのテーマを重視して村と関係していたのかということについて私たちも十分に整理していないが、十分考えてみなければならない点だと思って質問したわけでございます。さらに、集落における農業生産補完機能ということばで一括してでてきましたが、そこの中へ信用の問題と流通の問題ではどこに重点がおかれているのかということがあります。いわゆる生産という言葉で大体カバーされているけれども、やはり共同組合とか共同施設というなかで流通過程の方に重点をおいた問題がでてきて、流通という形で他の村落が対応していくなければならないような、単に生産実行組合だけの問題ではないことがあります。それから農政と村落の対応関係を考えていいくような場合でも、信用金融問題をどう位置づけながら考えていくか、そういう形で整理してみなければならないことを今日の報告を受けて感じましたので質問したわけです。

今村 おっしゃる通りです。

司会 それに公平原理の問題はいかがですか。

今村 その前に私が事実弱ったのは、集落と村落ということについて、研究会のテーマが村落ということを大分考えたんですけれど。つまり集落だと基礎集落だとあるんですが、村落になると共存ですね。その両方の重なり、連合体みたいなね。そういうことから考えるともう少し広がりますね。いまおっしゃったような流通だとか産業組合だとか、あるいは役場行政なども係わってきますね。集落だけだと広がりがないです

からそこまでいかないですね。

東 それと関連して、そういった農政の実施区分とイデオロギーという観点からみて、そのイデオロギーは当然主体があるわけですから、その主体と集落、ないしは村落というふうな仕分けをした場合に、お二人の報告者からそれぞれの区分がなされておるわけなんですが、何かある程度の仕分けみたいなものは出来るのかどうかコメントして頂きたいのですが。

今村 それは農政のイデオロギーですか、もっと一般的ですか。

東 ええ、農政のもつているイデオロギー性とそれから当然それを受け入れる側というか、受容する側の主体があると思うわけですが、その仕分けというのは農政を考える場合の区分にならないだろうかという感じを持つわけです。今日使った区分でまいりますと、地方改良運動とか経済更生運動とかいうところに関係するんですが、そもそも地方改良運動というものを地方改良事業という格好で内務省を中心にして始まつてくるわけですけれども、実際はそれを村の中で受けとめる層がおりましたから、したがつて一応改良運動に展開していく、とこういう脈絡だらうと思つております。それで経済更生運動もやはり経済更生事業として政策としては出されて来るわけですけれども、それが運動に展開していく場合には、当然それはそれなりに受容する層が村落の中にいたと。それでそれぞの時代性があると思うんです。そしてそれぞの時代性のある主体の農民が今問題になつてゐる村落とか集落とどういう関係と位置にあるのかということは、考えていいのではないかと思つたんですが。

特に茨城県ですが、この経済更生事業、更生運動の引き金を引くよう

な血盟団から五・一五に至る一連の事件の農民関係者というのは茨城県が多いわけですね。それでその人達のイデオロギー、その前提にある農業経営の構造というものを見ておりますと、そういう観点から考える必要があるんではないかと。特に最近は、カーター、レーガンさん以後の食糧安保という考え方を媒介にして防衛とか云々というのが農政の中でもかかわり重要な要素に入り込んできているのをみますと、しかもなお三十年代の背景になつた大不況と現在は違いますけれども、世界同時不況とか貿易摩擦というものを考えますと、どうもそういう過去のイデオロギー的な区分というものを反省してみると、現在の農政を考える場合に、ひとつ重要な視角になるんじゃないかという感じがしたのでお伺いしたようなわけです。

高橋正郎 私自身、むしろ教えていただかなければならぬ立場にあるんですけども、たとえば、明治三十年代に始まつた町村合併運動といふのが集落と村落との関係でどうであつたのか、というようなことを少し整理する必要があると思うんですが 確かに農村計画という意味では、非常に評価されてもいいと思うんですけれども、結局二十何年かの旧村から新村ができる、新しい新村としての統合力を作つていこうというような形で、旧来の村落の伝統なり封建性を打ち破つていこうというひとつのが、あるいはイデオロギーがあつたのではないか。それに対して危機がもつと深まつて來た段階で経済更生運動の時代に入るということがある。

それで戦後に入って、いま今村さんも言われましたが、村落は封建性だと、だからこれを否定しなければいかんというような形での効率化を

軸にした農政の展開がある。ところが、それがまたいまだめになつて村落に依拠せざるを得なくなつてきたと。村落を打ち破ることによつて生産力を展開していこうというひとつ時代と、それから村落に依拠しなければ生産力の維持ができない、あるいは再編ができるないという時期が、両方時代によつて移り變つてきてゐるのではないかと思いますね。

そこで今度は、村落に依拠してという時代には、外圧に対する国家的な政治支配でイデオロギー支配につながりやすい局面をもつてゐるといふに言えるのではないかと。現在の村落重視が、あるいは村落を基礎にした運動が果してそういうふうになるかどうかというのは、まだ定かではありませんけれども、そういう可能性は十分にあるのではないかという懸念は、私はもつてゐるのです。

長谷川 いまのと関連するんですけれども、たとえば今までの農政はいろいろ變つてまいりますけれども、やはり村そのものにとつては、村を壊す作用力として一貫してきたんではないかという事なんですね。そうすると今度一貫して村を壊す方法で対応してきたんだけれども、それは村なりに何とか自分たちの仕組みを変えながらそれを内部化する、といつたら一寸表現がおかしいんですけれども、何とかしてそれを乗り越えてといいますか、対応しながら今日まできて、いよいよ農政の方も壊そうとしてかかつたんだけれども、どうしても壊れきれないものがある。そうすると、やはりそれを何んとかここで見直してみようではないかというようなこととして理解できないかどうかということなんですがね。

今村 農政が村を壊すというのは、どういうことを具体的にイメージさ

れるんですか。

長谷川 結局、いま今村さんが盛んに言われた原則の経過の所の中央集権主義、統制主義、自作農主義、個別主義ですね。やはり個別經營をなんとか伸ばそうという方向だったと思うんですね。そこでは何も土地利用を集團化しようということではなくて、あくまでも後の事と関連させれば二つの道の自作農といいますか、自立經營をとにかく伸ばしていくということであつて、そこには村の集團的な協力体制みたいなものが全然考えておられずに、それで結果として階層分化が単に耕地規模階層だけではなくて、經營組織の上でもばらばらになつてきたということだろうと思うんです。現象的には。

今村 よく分らないのは農政というものが作用したのか、それとも一寸言い方が悪いけれども経済全体が、高度成長経済と言われるものがそうしたのかということになると、農政だけがやつたというふうにはなかなか……。その面もありますけれども、そうではなくて経済全体が非常に大きく作用した、とりわけその中で地価上昇というのがどのように作用を及ぼしているのか。これは地域によって違うんですけども、やはり土地は金になるという考え方が、農家調査をやりますと、かなり多数派ですね。土地というものに対する考え方、価値観ということに一言でいてしまえそうだけれども、それがなかなか握めきれないんですよね。農家一戸一戸あたつてみましても、彼らも言わないということもあるんでしょうけれども、兼業化云々という側面は、これは労働力の側面ですが、生産手段としての土地に対する考え方というのが部落、集落の中ですれが非常に大きくなつたことをどう考えていくかというのもひとつ教

えていただきたいですね。

高橋正郎 長谷川さんのおっしゃる一貫して村を否定して壊そうとしてきたかどうかいうのは、一貫してではなくて、ある時期は積極的にそれをやつたし、ある時期はものすごく依存せざるを得なくなってきたのではないか。それで否定している時期は、要するに慣行打破ですね。従来の慣行打破で明治中期から後期にかけてサーベル農政なんていうのは、まさに從来の生産慣行を打破しようという権力的な農政指導だったわけです。戦後もやはり村という封建遺制をどういうふうに打破して新しい政策を作るかというようなことで打破だったと思うんですけれども。しかし昭和恐慌の対応というのは、それを打破したら国自体がもたなくなってくるという、国家統合の別の論理がうまく村落の論理とあつてしまつて、そこで村落へ傾斜していくというような時代であったのではないのか、そしていまもまたそれに近い状況ではないかと見えるんですけれども。

高橋明善

その点、部落の文書の側から言いますと国の行政は何もないわけなんですね。そうしますと本当の戦時段階へ行くまで、僕の知っている限りでは、部落で行政の話や農政の話をするようなことは、例外的な村落しかないんじゃないかな。村落の議事録を読みますと、なにも出てこない。部落の中の問題だけを議論して、自分達の問題だけを全部自分達でやっていますから。だから戦前の段階で農政が部落を使うなんていふるのは、要するに地主を使うんですね。そこをつかまえてあとは彼が勝手にやっている形であって、部落そのものが農政で戦後や戦中ではがちっとそのまま理論的に利用されるというようなね。それは少し性格が違

うんじゃないかというような感じもしますけれどね。そのあたりをもう少し歴史研究ですけれども、進めてもらいたいという感じがします。

司会 歴史研究ですけれども、その場合にこの前の村研大会の報告もございましたように、菅野さんの報告のあの昭和恐慌期ですね。ここにも今さんはお書きになつてあるんですが、僕なんかはかなり負債整理組合という問題を意識しているんです。あの負債整理組合というのではなくてはほとんど部落単位ですね。その所で部落を単位として切りぬけていくという。あの昭和恐慌期の経済更生運動のなかで一番具体的に大きな役割を果したのは、実は負債整理組合だったのではないだろうかという感じすらもつております。

高橋明善 農家実行組合がいきなり増えていきましたね。そういう形ではあるんですね。

司会 そういう形ではありますけれども、部落としてかなり動いておりませんか。

今村 高橋さんが言われるのは、農政そのものは確かに僕も事例が少ないですが、東北から部落調査をやつた時にいろいろ文書などの議事録を見せてもららうんですが、農政そのものはもちろん議論しないんですけども。だけれども山の木をみんな共同して炭窯を作つて焼くとか、結局そういうための炭窯の補助金だとか、それから今のが負債整理のために特別にいい水をやろうとかいうふうなことで、政策そのものは直接ではないけれど、フィルターを通してやらもやつてある事は、大きな路線としては農政路線なんですね。日常的な経済活動でやはりやつていたんじゃないですかね。

高橋明善 たとえば道路を直せとか水路を直せとか、そういうものは全然議論にならない。戦前の段階では、役場はそんなことやらないんですねからね。そういう意味で少し違うんじゃないかな。

高橋正郎 しかし、たとえば経済更生計画をたてるモデルがありますね。そのモデルで大体どこでも同じ様な計画が立つてしまう。そういう意味での影響はなかつたのですかね。

高橋明善 行政村落段階ではね。実際集落をつかまえてどれだけ組織を動かしたか。

司会 そこでもうひとつ問題というか、考えておかなければいけないと思った点は、磯辺（俊彦）さんの労働結合時代、機械結合の時代、土地結合の時代といふものとの連関性のなかで、集團化という問題を考えいかなければいけないということです。

実際、労働組合というようなものが事実上、庄内でも解体してしまった。それから機械結合といふものも機械化人口とかは、実際には、個別的な田の利用と、あるいは全国型のというような形の方がむしろ力をもつてきただ。そういうプロセスをみると、いま土地結合でそして集落的な土地利用法式というようなことをいっているけれども、一体そういうような結合の仕方が非常に過渡期の問題であって、そういうことをいながら個別経営が個別的な企業的なものが伸びていく。いつでもそういうものが何か個別経営的な、事業的なものが伸びていく場合のステップとして歴史的に表われてくるんじゃないだろうかと考えています。今村さんの場合には、むしろそういう重なりあつていく連続性みたいなものを強くお考えになつていらっしゃると。

今村 いや、望ましいという。分析というより事実は高山先生が言われたように逆なんですね。逆だけれども、たとえば十町歩の稻作經營の……は、はつきりしているんですね。私どもからみて客観的には、だけど主体的にはなおかつそれでいいけるような条件もまたあるものだから、彼らはその方向でいくわけですね。それから事業農家の方は、相当零細な所までみんな機械を買ってしまったんです。それでいく方向は、個別方向ですね。基本的な方向として。それがどういう時期、あるいは段階になつたら矛盾として農家に認識されだすのかということです。それがまだよく分らないのですね。だからそういうことを、もう大部分かかっている農家もいるし、大多数にはまだそこまで、一言でいえば状態がつまつていないとことです。追いつめられてそういうのか、それともいまのような状況のなかで、次のステップにいかざるを得ないといふふうに。なにが契機になつて考えるんだろうかというのが良く分らない。

司会 それを考えていく時に、もうひとつ枠といったしまして、今村さんがお出しになつたように、四重苦ということがあります。すなわち、高度経済成長のなかでそれが非常に大きく作用して地価上昇をもたらし、かつ生産手段の土地と資産としての土地との分離が進んできた。それが少なくとも石油危機以降の低成長に移行していく、そして地価の上昇も総体的に落ちてしまつていて。それからもうひとつ、米価の方もかなり押さえこまれて。そういう状況が三、四年続いてきて地価上昇のメリットが見通しのしくいことになつてきていて。

そういたしますと、ここでいま考えてきた形での集團化の問題とか、

地域農政がでてきた幹組みというものが、八十年代にもかなり持続するのではないかという感じがします。

持続するとしたら集団的な土地利用というような方向ではなくなってしまったのではないか。さきほど話が出でたように、個別経営で機械を皆持っていたけれども、これも持ちきれなくなってくるというようなことが現実に進行してきている気もしますし、それから、財政的にも大型機械を買い替えていくときに、補助金が出にくくなつてくるという状況で、機械とか土地などの条件をどう考

えながらこういう原理の転換ということをお考えになつておられるのか。

今村 ちょっとと難かしい問題ですね。そのギャップが経済成長期にはあまり矛盾として考えられなかつたわけですね。それでそういう問題が切

羽詰つて、たとえば米価が上らない、機械の更新は大変になるということが同時に起こつて、地域農業が土地を荒してしまつて、自分でもその主體そのものが沈没していくのですかね。組みかえるときに、機械更新ができなくなるような条件になりますので、必然的に集団的な、あるいは共同的な土地利用なり機械利用なりというシステムも追求せざるを得ない。そういうふうにいくのか、それとも全体的に沈没していくのか、そういう危機的状態にあるようと思うんですけどね。

司会 そうなんです。だから二つの道というのが非常に重要なつてくるんじゃないのか。そして、たとえば北陸・富山の坂谷農産などは、米価が下がってきてやつていけないから、今まで分散的であったものもかなり集中的に土地を利用できるようになる可能性がある。だからむしろ、「この所で米価を下げてしまった方が私にとつてはいい」ということを公然と彼は言つておられるんですね。したがつて依然として二つの道があ

ると思うんですよ。

非常に悪い条件でもう農業へコミットできないような零細農家は土地を手はなす、もしくはそれを望んでいます。それからその条件を町村なり農協なりが地域として握んで、方向づけようとするのと二つで進んでいくんじゃないかという気がします。

今村 そのところは、主體の範囲の問題ですからなかなか一般化は、今の段階ではできにくいのですが、たとえばこの町村では、そういう組み替えが進みながら、この町村ではないとかね。隣り合せみたいなものがあるんですね。それを一体どう一般化して方向づけをするのかというのが主體論のかかわりで非常に重要なことですけれども。

島崎 今の問題とかかわると思うんですけれど、農政を考えていく場合に、経済政策全体の中でも農政とは一体何なんだという問題があると思います。それで農政というのは、明治以降、ともかく資本主義なんでしょうねから。そこで零細な農家をかかえてそれに対する経済政策と農政というのは、いつも自己矛盾をかかえているんだと思うんですね。じゃあ零細農家は切り捨ててしまえばいいじゃないかということになると思うんですけど、戦後ははつきりしていると思いますが、五〇〇万なり六〇〇万の零細農家をかかえて、それを不合理だから減らせということになると、農政の自己否定につながつてくるのではないか。これだけ膨大な農民をかかえているから、何十万かの役人をかかえる農政機構を維持できているわけですね。この点も農政がかかえている自己矛盾のなかで具体的にでてくる農政の揺れとしてあるのではないか。それらが全体の経済政策のなかで、局面、局面によって、どちらの農政の顔が出てくる

くるかという問題を頭においておかないと、農政のところだけで見ていってもなかなか分らない面が非常にでてくると思うんです。

そういうことを前提にして、一、二お伺いしたいのですが、さきほど今村さんのお話にありました地域主義への転換ということについて、これが農業基本法との関係が一体どうなのかということです。農基法のなかでも、時期によってかなり違つてきて、総合農政の時期もありましたし、地域農政というふうに展開していくこともあるんだけれども、やはり合理化農政という、こういう言葉が良いか悪いかわかりませんけれども、合理化農政の一環という見方だつてあると思うんですね。それがようやく農地のところまでおりてきて、合理化農政を本格化させていくと、いうものとして地域農政は出てくるわけです。その前提是やはり減反で農政の担当者としては思いがけないほど成功したわけですね。あれほど効果があるものとまでは農政は自覚はなかったのではないかと思うんですけども。その減反で成功した集落、「むら」という言葉を使ってもいいんですけども、むらの中の規制があんまり有効に利用できるのか、上層農家に利用を集めていくことに利用できないかというのが正直なところだと思うのです。そういう形で土地の問題までおりてきて、農地利用増進事業の発足なり、それでやはり画期的だと思うんですけれども、増進法という形で成立したと。

この農地利用増進法の成立というものが、農業基本法からみて、ひとつの大きな画期をなすのかどうか。確かに土地政策としてみれば、非常に大きな画期だと思うんですね。それまでの農地法で通してきた段階か

ら、ここで上層に利用の立場から土地集積をしていくということで、法律的には裏付けられてくるのでしょうかから、たいへん大きな転換だと思います。そしてその基本法がねらった合理化農政ということからみて、地域とかむらとかいうものの再認識のうえで、東畑四郎さんの指導性というものが出来ましたけれども、一方でやはり農地改革あるいはとくに基本法農政以降の小倉武一さんの指導性という問題で、個人の方の名前が農政の形で出てくるのはちょっとまずいわけですから、かなり農政の内部でのいわゆる転換とみるべきなのかということは、簡単に出てこないのではないか。系譜的には、人間的には確かに連つてくるでしょうが、イデオロギー的には表面上の違いにもかかわらず、意志としては貫するものがある。それは総合経済政策の中でも農政に課せられたひとつ宿命的な問題があるのでないかということです。

それからもう一方で減反で思われた成功をしたということを用いてやれというようなことで、むらがクローズアップされてくるということ。それは集落という形で述べるわけですから、そのむらというのは本来合理的なシステムではないわけですね。その合理的でないむらを利用して、いわば逆手にとって事実上の零細農家に土地の利用を離させていく、そういう意図がはっきりしてくるのではないかと思うんですね。それで前に今村さんが言われた集団的、自主的、自己選別ということ、これはたいへん苦勞された表現だと私は思うんですね。ただ選別は選別なんですが、このむらという不合理な世界が依然としてまだゼロにしていない規制力を利用して、要するに話し合いのもとで上の農家が下の農家

に利用を譲れという合意形成をしていく。この合意形成はそう簡単にできるとは思いませんが、合意形成ができるいくつかの農地利用増進集団が各地に増えているようですから、全部がネガティブに考えるのはこの段階では危ないと思想しますけれども、そう簡単には進まないと思うんですね。その場合にてきた事例を見て、その時にむらが一体あるのか、ないのか。あるいは、利用権を築いた優等生農家のシステムとしての地域ができるがってくるんではないか。それは今村さんの言われる新しい規範の確立というところにあるのかも知れませんけれども、それはもうむらというべきではないだろう。非常に政策的に、あるいは人為的に合理的に作られたシステムとしての地域組織であって、伝統的なむらではないと考えるんですけれども。その辺の問題で農政の展開と地域主義への展開がどういう意味の展開としてお考えになるのかということです。

それから、これは高橋さんにも今村さんにもお伺いしたいのですが、農政と集落という問題のたて方の中で農政の展開を追うことと同時に農政機構とむら原理という問題のたて方が体系的には必要なんではないか。それに関連してお伺いしますと、具体的には補助金が一番端的だと思いますけれども、上から降りてくる補助金の総額と農家の所に届いてくる補助金の総額等を差引いた場合に、何十パーセントぐらい生産者にいくのか。そして残りのものがどこへ消えるのか、それは農政機構を養つているわけでしょうけれども。

農政と村落という問題を社会学という体系的学問として、その戦前のなどいうグローバルな段階と戦後のグローバルな段階のなかで、農政機構とむら機構（むら原理）との関連をつかんでいく必要があるのでな

いか。さしつめ補助金のかなり細密な分析をされた今村さんに、上からでてくる時の補助金総額と生産者に届いてくる総額とはどのくらいのか、大変粗雑な質問ですがお伺いします。

今村はじめの方は、そういう大きい問題ですが、一言でいいますと基本法ができまして、基本法農政、総合農政そして地域農政といろいろ変ってきたわけですが、基本法で考えられて修正されなかつた部分と、だんだん軌道修正した側面とあるように思うんです。それは景気変動とか財政収支の問題とかいろいろの要因で細かく検討しなければならない問題がありますが、基本的には、たとえば食糧供給政策というのは基本法路線ですね。農産物輸入政策という点で一貫して、あるいはそれを拡大する格好で今日まで来ているんだろうと思うのですね。食糧という場合は、人間の食料というだけでなく、餌まで含めてそれをできるだけ安くという原則で輸入をやってきました。その枠内でどれだけ繊細な構造の日本農業の生産力を上げるかという政策が片方でとられたと思うんです。それはしかし、自立経営育成政策といながら、構造改善事業も随分やつてきたわけで、事業化するということは逆に言えばストレートな構造政策がとり得なかつたということにもつながるんですね。

そういうなかでいま、大きい土俵は変えないで、その土俵の上で相撲をとらせる部分について枠組みを修正してきた。これが一番大きかつたのは、土地政策の土地制度だろうと思うんですね。そういう意味でこの農用地利用増進法というのは、どちらかというと規制法的なものから促進法とか誘導法的な性格に大きく変わりましたから、土地政策というの是非常な画期だし、評価しなければならないだろうと考えています。

その場合に、水田再編、あれは集落の規制力を非常に効果的にやつた

側面と、あれだけ高い奨励金（たとえば米の収量粗収益との比較で）の二つがあつた。それにいま一つ加えればペナルティということがあつた。

人がやらなければみんなに及んでくるんだということを、その集落の公平原理を逆手にとるような形でペナルティを加えていったというところに、百パーントを越える成功した。それでこれがいわば味をしめた

という側面は決して否定しません。恐らくそれはあつただろうと思います。ただ今度はそこまでイデオロギーがあるかどうかは別として、この味をしめたのを今少し地域農政という格好でむらそのものに危険負担させる、つまり責任を取らせる形でやってきているのが今日の姿ではないかと考えております。

それでその次が実は難かしい問題なんですが、農業の生産力と物的生産力の側面だけで考えますと、非常に生産力は社会化されてきています。それで個別の零細、零細といつてもいろいろ階層がありますけれども、生産関係といいますか諸階層とかなり矛盾をきたしていった事は事実ですね。これをどういうふうに調整するかということは、文書では言うわけですけれども、実際的にはそれをやる直接的政策手段は持ち得ないといふ認識が農地管理事業団法の時には政府の別部隊をつくってそれでコントロールをして直接手段としてやろうという発想だったわけです。これが廃案になつて否定したということで、それ以来直接管理するやり方はできていなとい思います。もちろん考え方としては、ちらほら出てきますけれども制度としてはそれを放棄したとみているんですね。

それで個人の名前をあげるのはともかくとして、やはり基本法農政を

立案した主流の方々は農地管理事業団法案にかけていたように思つんです。直接政策に。この点については、農地管理事業団法案をめぐる議論がなかなかドキュメントとして手に入られないものですから随分わかりにくい。なぜあれが廃案になつていったのかということは、国會議事録ではたいしたことと言つていませんので、背景が分かりにくいのですね。

島崎 農政の内部で、今の農地貨理事業団法の廃案になる前後の議論の記録は残つているのですか。

今村 残つてゐると思うんですが、容易に手に入らない。

島崎 それが一番決め手なんですね。

今村 ええ。だけどその当事者の方にヒアリングしたいんですけども、やはり利用増進法のように出来た法律についてはわりと聞いてくれるんですが、廃案になつたというのはやはり……。

島崎 大変微妙な出方をして微妙な消え方をしたと思うんですね。あれが廃案になつていく時、その裏として金のかからない農地法の改正がでてきますね。

今村 ええ。だから大蔵省がお金がものすごくいるようになるだろうといふようなことなどは箇条書き的に分つてあるんですが、その間にどういう折衝があつたのかということは分らないのです。また自民党筋がどういうふうな反対をしたのかということですね。このところは集落と今のは自立経営の直接育成、あるいは上からの選別政策ですね。これと集落の問題はおおいにかかわるんですね。だから管理事業団法案というのは、もう少しあてはいろいろ出しててくれるんだろうと思うんですが、ま

だよくわからないところです。

それからいま一つの補助金額については、たとえば補助金は公共事業費だとか一般事業費と、いわゆる補助金に分けて公共事業費の中の一率これは分かります。ただ最近では一般事業費の中でソフト予算が非常に多くなっていることはわかるんですが、これは昔はむらの共同事業といいますか出役、ある意味で手作りでやっていたんですが、今は建設業者にほとんど請負いになってわかりにくいのですね。

島崎 だから昔の零細補助金のばらまきの場合には労賃部分は考えなかつたですね。農民がただで働くだろうという前提で出しているわけです。

今村 資材費だけです。だから金額と実際できるものとが時代とともに違ってくるんです。

(中略)

高橋正郎 島崎先生にお伺いしたいのですが、今村報告の中で新しい規範の確立ということについて、この新しい規範が確立するようなむらは、もうすでにむらではないんだというお話をたんすけれども、確かにむらは非合理的な側面と合理的な側面との両方を合せもつてゐるものだと私は理解しているんです。それで、合理的な側面は時代によつてそれを動いていくものであるというように考えて、私はこの新しい規範、これは上からの政策でやるのではなくて、むらのエネルギーでむらの必要性の中からでてきたとすれば、むらではないといえないのではないか。やはりむらだと思うんですね。この辺は村落を理解するうえでかなり重要な問題です。

島崎 むらという言葉も集落という言葉もそうですが、単なる名称として使うなら最初から永遠にむらはあるし、歴史とともに集落は永遠にあ

るだろと思うんですね。やはり社会科学の用語として、そういう用語はわれわれは使つてこなかったのではないかこれは独断がかなり入つてゐるかも知れませんが。そういうふうにむらというのは、社会科学的な用語として規定する場合に、私は共同体というものを前提にして、もちろんそれは現実には非常に崩れてきているわけですからども、理念的にはそういう共同体としての村落、あるいは共同体としてのむらというものがまず前提にするわけです。それが現実の全体の資本主義の影響のかでどういうよう崩れてくるか、あるいは農民の自己展開、農業の自己展開のなかで、内在的にどういう共同体的な規制をもつたむらが崩壊していくのか、そういうふうに考えているわけです。

その場合に外から破壊していく場合と、内在的に農業の展開のなかでむらが止揚されしていく場合とは違いますけれども、いずれにしろそういう近代社会といいますか、資本主義的な展開のなかで共同体としての村落が崩壊し、新しい地域的なシステムが作り出されてくるだろうと考えているわけです。それじゃ、何故日本の場合にむらがいつまでもむらとして残つてくるのか、そこが大変問題なわけです。それはやはり農民層分解をどう位置づけるのかという高橋さんの問題提示がありましたが、農民層分解論も終つたという議論が昨年の村研大会であつたようですがれども、そういうあわてた結論は私は出していないわけです。やはり農民層分解論というものは農業内部からの発展、発展というのはもちろん資本主義的な発展としての展開というものを考えているのですが、そこで農

民があるいは小農といつてもいいのですが、そういう人たちが作っていった前近代的な生産機構であり、社会生活の土台であるむらというものを、どういうふうに利用していくのかという問題だと思うんですね。そういう限定で村落とかむらを私は使っているわけです。

その場合に新しい内在的な展開のもとで地域団体、これはむしろむらというより団体だと思うんですね。そういう自覚的な農民たちの作る主体的な団体。当然近所に皆んなが住んでいるのですから地域的に作られていくのは当たり前なんですけれども、血縁というものは宿命ではないんだということ。そしてそれはもっとも合理的な形で、農林省も一時高度成長のときはシステムとしての地域という表現をしていましたと思うんですけども、それが高度成長が終ったあとで挫折して地域農政みたいなところでシステムとしての地域なのが共同体を念頭においたむらを集落といつてはいるのかがわからない形で地域農政というようなことが出されてきています。このことをはっきりさせないといけないのではないかと考えています。したがって今村さんも最初はむらという言葉を使われたけれども、あとでは集落という言葉を使われていますね。そういうことにも気がついておられるんでしょうかけれども、この場合の集落というのは苦しまぎれに使っているわけでしょう。やはり農林省用語を使っているわけで。農林省用語は何も社会科学の原則による必要はないわけですから、そういう地理学的用語を使って集落でもいい。その場合に新しく作られる組織された団体、それを担う農民としての新しい規範の確立ということを言われているのではないかと考えています。

それで去年か一昨年、丹羽提言が出され、それに関連した本も出され

て、その中で今村さんが土地問題について書かれています。これは大変おもしろく拝見しましたけれども、その論文の中ではこの新しい規範の確立がもう少していねいに説明されているのではないかと思って読んだんですけれども。

今村 あれについてちょっとと言つておきますと、流動化ということについて意見が対立しましてね。僕は土地を、例えば農地としていかに保全確保するかという側面だけマクロに書いて、そのやり方については意見が違っていたんです。だから一つしか書かなかつたのです。

島崎 その場合にもう一つこれが好意的に理解するということで、新しい規範の確立というのはそれなりに私は理解するんですけども、やはりそういうむらが自覚的な農民によって人為的に作られた一つの団体という場合に、これが運動側からあるいは主体性の側からいえば、これこそまさに農村自治の基礎たり得る、そういうものとして作られてこなければいけないのではないか。そういうことが農政つまり上からではなくて下からの新しい規範の確立というところで、きさほど主体の確立ということを言わされたと思いませんけれども、われわれの立場から言えば本当の意味の農村自治の基礎組織というように理解していきたいと思ってるわけです。

今村 どうもありがとうございました。大体の意味合いとしてはそういうことですけれども。私もいくつかの集落調査をやつてきたのですが、その中で一つの例だけを申し上げます。これはある北陸の集落なんですが、五十戸あるうち本当に農業をやっている人は七人なんです。大体五戸で五十町歩、そのうち四十町歩ぐらいを七人の人たちが事実上耕作

しているんですね。それで一町歩前後の人々が三、四人、あと二十八戸が全く耕作していないという集落があるんです。そのときにいろいろ慣行が変わってくるんですね。

例えば水路をさらえるのは誰かということを調べていきますと、生活排水ができる排水路については、非農家を含む七十戸全員で、つまり生活共同体としてみんなで作業する。それから農業の専用水路については、用排水ともその七戸が中心になってやるわけです。一町歩前後の人も出ますが、だんだん耕作できなくなつた場合どうするかといふと、結局七戸の人は本当にやるつもりだから彼らが集落から請負つてやる。請負仕事としてやらざるを得ないということですね。そういうふうなことなどいろいろ新しい変化とともに土地についての利用調整、例えば借入地の交換などを七人が中心になって地主の了解を得ながらやっていくといふふうに変わってくるんですね。

それで排水についても転作の場合に勝手に水を流さないようにするなどの取り決めを明文化はなかなか難かしいけれども、結局生活共同体と生産組合が分離してその中で新しい取り決めができるいく。つまりそれは一つの慣行なんですけれども、彼ら自身にとつては、一種の規範なんですね。お互いに守らなくては農業生産を本当にやれない。

島崎 あの報告でいろいろ使われている用語の中で、玉城さんの場合にもそういう用語が大変多く出てきたと思うんですけども、分散錯團性表現が違うと思うけれども、一九五五年前後のむらの解体が論じられたときに盛んに共同体論の基礎に使われた表現なんですね。それと同じ

ような表現がまた出て、当然土地基盤の問題だから同じ表現が出てきたんだろうと思うんですけども、あの頃の生産力の段階と今の生産力の段階とはかなり質的に違いますね。それであの頃は一反区画にもなっていないし、所有者の単位で土地が団地化されているけれども、耕作者からは極端に分散性になつていてから共同規制というものが共同体的な強制という形に変えながら出てくるんでしょうけれども。今度の場合は、どうも昔の頭が消えないからいけないんでしょうけれども、分散錯團性ということだけに重点が置かれている論調に、ちょっと気になつたところがあるんですね。それで生産力の違いがもう少し説得的に出されてこないと、また昔のむら論が出てきたというような感じで、しかも今度の合理化に逆手に使われているという感がしないでもない。そういう感がしたことを申し上げておきたいと思います。

東 一つだけ島崎さんにお聞きしたいのですが、いまのそういう農事がたくさん出してくれば、実質的に概念としてのむらがなくなる。そういうようなものを内発的にどういうふうに作っていくかということの関わりで農政も考えていくべきであろう。それに賛成なんですが、実はたとえば橋三郎が言っていた家族的独立自営農論、この本が出たのは昭和九年で、実際に新聞紙上で発表して論議したのは昭和十九年です。これは現在で言いますと複合経営なんですね。畑作経営で、その経営が契約を結んで組合を作る。そして新しい農村を作るんだという見解なんですね。これは茨城県の畑作と水田が入り混つた農民には非常に新鮮な響きをもつていて、中堅農家が農村愛郷会に結集する基礎になるんですね。それでその形だけを見ますと、さきほどのようなものと似ているのです。

が、けれどもその帰結するところはやはりファシズムの社会基盤に組み込まれているわけですね。そうしますと島崎先生がおっしゃった形のものがそういうものではないということの保障というのは、一体どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

島崎 それはほんとう考えていました。つまり今の農政のむらとか地域とか集落とかいう言葉のあいまいさをうまくおおいながら使っている盲点だと思っているんですけれども。最初は十町歩経営、あるいはもつと大きな経営規模を土地利用型農業として考えている。今の集落というのは大体三十戸から四十戸ぐらいが平均ということになるわけですね。それが全部農家としますと一ヘクタールちょっとで三十から四十ヘクタールぐらいなんですね。そうすると十ヘクタールの農家というのは四戸しか残らないわけで、四戸でそういう一つのシステムを作る。これはもう少し農家集団のシステムとして組織をすれば集落の範囲をはるかに越えると思います。だからわれわれが慣習的にむらといっていた部落の範囲を越えてしか成立し得ないだらうということです。農林省は五ヘクタールに変えてきているというのは、いかにも十ヘクタールは現実的でないからだろうと思うんですけれども、現実にはそんなにも土地は動かないだらうと思います。そうするとまた実際的には下げるだらう。そこに危険が出てくるだらうと思います。イデオロギー的には確かに自助努力に待つとか同じようなことを言い出しているわけですから、それが新しいファシズムの基礎になるという危険性はあると思います。だからそれは末端の単位でこれからは、農地利用増進事業のようなものが促進された場合に、どの程度の規模の農家が理念として作られ、しかも農民の自主

的な生産力の展開の自発性というか再生の中でできてくるかにかかわってくると思うんです。

高橋明善 今村先生や宮崎先生にお聞きしたいのですが。いま島崎さんからえらいすつきりとおっしゃったのですが、私はやはり日本の家があるんですよね。ヨーロッパの場合だったらむらが解体していく生き方と、少なくとも経営は継承しなくても家と所有が一体化して継承されているわけでしょう。そういう地域の村の解体の仕方と今島崎さんのおっしゃったような形ですつきり解体していくような形なんですけれども……。

どうも日本の場合は、そういうものは家との問題も考えなくてはいけないだらう。所有と結びついて継承していく、そこで共同体が解体したといながら、なおかつ庄内の例のように家はずつと継承していくわけですね。そのあたりヨーロッパあるいは相続について詳しいお二人の先生にご意見をお聞きしておきたいと思います。

司会 それをとりあげはじめたらまた大変なことになってしまふんですねが、私の感じでは、もちろんドイツの少数の例しか知りませんけれども、相続だといながラ・メリカもそうですが、事実上土地を分散させないよう買っていく形でその農家は農家として中心的なものを残していくという政策が一つござります。それで今の状況を見ておりますと、また島崎先生のことにもなりかねないのでですが、資産としての土地と経営としての土地、まさにマルクス的な意味の土地所有から分離していくような傾向が基本にあつて、その中に確かに色彩りをそえるものとして家というものはあるけれども、私はむしろ方向的には、分離して今村さんがおっしゃったような形で新しく土地保全をしていく場合に補償はどう

していくのかという、ちょうど一八二〇年代から八〇年代のイギリスにおいて農地法ができあがってくるプロセスが、いまの日本の中でも進行しているように考へていています。

高橋明善 稲本さんの話によりますと、フランスでも地価が高騰するところは、要するに現金で決済することはできないから兄弟で全部分けてしまふ。それで小作をするという形態が広がる。そういう形で分散していますので、小さな農家でしたら分けてしまえば、それで小作料を払つたらとても成立たない。現金決済しても小さなものはかなわない。それで借りて小作して地代が払えるという農家が經營規模を拡大しているわけですね。その均分相続の関係は、日本の農家での現象は非常に少いですね。このあたりの関係ももう少し考へて見る必要があるのではないか。

日本の村落における擬似的所有のようなものが継承される、そういう家である限りはつながっていますからね。それを所有を基礎にしたつながりがずっと存続していくという構想が一方にあって、一方に經營と所有が分離していくようなことがある。この点をもう少しつづめていく必要があるのではないか。

僕ら法律学者からみると、生きている法の形成について、とにかくむらないしは村落が相当大きな機能を發揮するということは望ましいし、法律形成がノルマルになるし、デモクラティックなメカニズムだと思うんですけれども。それが果してできるかどうかという点に注目しております。

それから一番目は国家の権力、国家の法律と村落との関係です。国家の権力対個人の場合は、国家の権力がいわば統治権を持つてゐるわけです。それに対して個人が基本的人権というもので対抗することができるわけですね。ところが村落とかむらの場合、それが固有のものとしても、そういう村落の基本権が果して認められるのかどうか。もちろんさらっと憲法を読んだら認められるはずはない気がするのですね。

げなければならないのではないか。宮崎先生、農地法の問題などで今までの話と関連してご意見はございませんか。

宮崎 簡条書き的に申し上げます。こういう規範の確立についてむらとか村落、そのちがいがよくわからないのですが、それがどの程度の役割をもつてゐるのか。一見強いようだけれども案外そうではなくて、国につくつたもの農協だとか農業委員会、あるいは補助金で作られていくとか、そういうむら以外でつくつたもの、あるいはむら以外のインパクトが強いのではないかという気もするんです。しかし反面、農協で決めるといつても結局農協の理事は集落代表であり、農業委員でさえ集落代表です。その辺のフォーマルな方とインフォーマルなもののが絡み合いかまことによくわからない。

何とか努力して広域の存続の自主性を犯してはいけない、これが村落に対する干渉といいますか、村落に働きかける場合には限度があるんだというものです。村落を人になぞらえれば、村落の基本的人権のようなものです。そういうふうに苦労して考えれば何とかどう位置づけられるのかどうか。

四番目はいわゆる地域農政が看板だけなのか、それともホンネなのかという点ですが、これは学問的な言い方ではないから恐縮ですけれども。一口で言えば國の直轄の役人がどれだけ減ったかがメルクマールじゃないか。少くとも國から県とか市町村に何人ぐらい出向したかということですね。どうも減っていない。私は地域農政というのはその点であまり信用しない、あるいは残念ながらできないということです。だからこそ逆に呼び声に乗って、それを逆手にとつて村落の側でおおいに自主決定の実績を作つて国につきつけていくことができればおもしろいと思うんですけれども。それだけのエネルギーがあるかどうか。

五番目が、村落が破壊されるということが常に話題になるんですけども、今日の農政とむらとの関係ですが、一體農政がむらを破壊するのか、それともむしろ工業発展そのものがむらを破壊しているので、農政はそれを食い止めているのではないか。そういう見方もできるような気がします。いわばむらと関係をもつた自治行政あるいは厚生行政など他の行政の場合に、果してむらをどのくらい利用しているのか。農政以外には利用しない、利用していないこともないけれど、むらを通ずるといふのか、むらというセクターを良かれ悪しかれ使うものはどうも農政だけのように思つんです。

そこで最後ですが、島崎さんのおっしゃつていることとほとんど同じことになりますけれども。いま例えば小倉先生その他の方々が農地の所有には手をつけないで利用の方は集団営農で大規模化していかなければ日本の農業は存続できないだろうという意見があるわけです。このことは否はともかくとして、とにかく所有の規模をこのままにしておいて何らかの方法で利用をむら単位ならむら単位で拡大していく。その際に必ずしも農地の賃貸借をしなくても、請負耕作でもいいと思うんです。けれども、とにかく大多数の農地の所有者であつても耕作しない、耕作するのはむらのうちの、かつてのむらのといった方がいいかも知れませんが、ごくわずかです。そういう社会を一体、むらというのかどうか。あるいは村落社会研究会の研究対象なのかどうか。もはやそうではなくなつてしまふのかどうかですね。この辺のところがよくわからないところであります。

長谷川 いまの最後の宮崎先生の話と関連するのですが、たとえば高橋さんにしろ今村さんにもしろ、農政に画期をそれぞれ特徴づけられて分けられますけれども、高橋さんの例でいえば、「……と村落、……と村落」というような表現になつてゐるわけですね。次の研究会などで、そういう農政のいろいろな転換に対応して、それぞれの機能をうち出してきたむらというのは、一體どうなんだというところを取りあげていただければありがたい。

島崎先生の論理というのは、非常に明解できちんととするんだけれども、例えば高橋さんの分けている八つに区分されておりますけれども、かつて家連合で説明できるようなむらというのは、恐らく補助金農政と村落

ぐらいまでは説明できるのか、地域農政の段階になつたらもう家連合と

しては説明できないぐらいになつてゐるのかということですね。島崎さん

の言われる、自覚した農政のつくる地域団体というふうに、ほぼ移行

したむらなのかといふあたりを、農政と対応する裏側をとくに明善さん

が言われた家の変化というところに視点をおいて画期の変化の内容を検

討していただけたらありがたいという希望です。

司会 それではもう大分時間が経つたので終りにさせていただきたいと思ひます。今日の研究会ではたくさん問題が出され、整理することは大変だと思います。今村さんの報告のなかで、地域農地法の問題といふ

ことものはとんど触れられなかつたこと、また再編の問題等々を考えると、農協をぬきにしては論じられないのではないか。農政と村落といふけれども、どういうふうに位置づけていたらしいのかといふ点も皆さんのご意見を伺いながら、

それから今村さんにもお伺いしたかったのですが、今村さんの立論として、日本の農政というものが、従来一つの集団を対象として展開されてきたのではないかという前提があつたと思うんです。しかしながら、

一方において、農業の近代化資金等において個別の農民に対する利子補給であるとか、そういう形での補助金ということで、集団ではない個別經營に対する政策およびその補助が出てくる。そういう構造の中において、村落自身の集団に対するものではないものがどういう比率になりつゝ、また農業構造を変えてくるのか。そういう意味で集団的なものを対象とするような農政、それらを時期的にも区分しながら整理してみないといけないのでないか、そういう点も宿題として残されたように思ひ

ます。

どうも長時間ありがとうございました。

(編集責任・事務局)

喜多野清一先生の社会学

— 先生の訃を悼みて —

住 谷 一 彦

一、喜多野先生と私

日本農村社会学の先達の一人である喜多野清一先生が、昨年（一九八二）十二月二十日に急逝された。先年亡くなられた有賀喜左衛門先生といい、喜多野先生といい、亡くなられる直前までひたすら自らの学門的當為に没頭されていたという事実に、私たち後学の徒は改めて畏敬の念を覚えざるを得ない。

私が喜多野先生の名前を知つたのは、敗戦の混乱がまだ十分にはおさまらぬ昭和二十四年上野で開かれた人文科学会の学術会議においてであるとか、そういう形での補助金ということで、集団ではない個別經營に対する政策およびその補助が出てくる。そういう構造の中において、村落自身の集団に対するものではないものがどういう比率になりつつ、また農業構造を変えてくるのか。そういう意味で集団的なものを対象とするような農政、それらを時期的にも区分しながら整理してみないといけないのでないか、そういう点も宿題として残されたように思ひ

一バーに関心を有していたことも多少は手伝つて、とくに喜多野先生の報告末尾で述べられた同族論とヴァーバーの家産制との類比に著るしく興味をそそられたことを、今でもはっきり覚えている。それ以来私は、喜多野先生の書かれたものは、すべて洩れなく読むように努めた。これは私の悪いくせで、一度興味を覚えると、それにはばかり凝つてしまふのである。ともかく、こうして私は日本農村社会学の肥沃な大地に少しづつ足をふみ入れることになった。私が個人的に喜多野先生とお近づきになれたのが何時頃であったのかは、今ふり返ってみても、どうもはっきりしない。しかし、私が都立大学助手の時代に同じく都立大におられた馬渕東一先生につれられて近くにお住まいの喜多野先生宅を訪れたのが最初であったようである。昭和三十年前後ではなかつたろうか。私がヴァーン大学留学から帰つたあの頃、昭和三十五年から一、二年経つた頃、小川徹先生の紹介で私は喜多野先生の大垣外再調査につれて行つてもらった。たしかその時には小川先生のほかに大間知篤三先生、関敬吾先生も御一緒されたように記憶している。都立大時代アメリカ社会学のソシオメトリック的な調査にいさか食傷していた私は、有賀先生や喜多野先生のような独歩獨行のインテンシヴな調査にひかれて、それを直接に見てみたいという欲求に駆られて参加したというのが、当時の私心境であつた。お茶飲み話からあれこれ四方八方話を村人たち、また古老たちとされる間に、次第に問題の本筋を引き出されてくる喜多野先生独特の話法に、ひそかに驚嘆したものであつた。そして、私もこうした方法で調査してみたいと思つたのである。その頃であつたろうか、有賀先生と喜多野先生との間に、あの有名な「日本の家と家族」をめぐる

論争がおこなわれているのを知つたのは、私は争点がどこにあるかを知りたくて、直接喜多野先生に伺つてみることにした。それは私の拙ない筆でまとめられ、「思想」第五二七号（一九六八）に発表された（喜多野先生は前掲書「後記」でわざわざこれに言及され、過分の評価をされておられるが、もちろんこれは望外のことである）。この論争の評価について、まだまだ今後に俟つべきことが多く、私としても有賀先生に同様なことを伺わなかつたことは片手落ちと譯されても致しかたのないことである。私にそうしたい気持がなかつたわけでは全くないのであるが、有賀先生の場合私以上に適当なかたがたが多くおられるという思いが先きに立つて、ついいつ機を失してしまつたのが、本当のところである。そのことからも、いずれ私としては、この論争を改めて取りあげなければならないと思っている。

昭和四十五・六年頃であつたろうか、私は喜多野・小川両先生にさせられて原田敏明先生の主宰する「宮座研究会」に参加することになった。この研究会にはそのほかに古野清人、関敬吾、大間知篤三、荻原龍夫、池上宏正等そうそつたる諸先生が参加されていて、私など若輩の口を出す場など全くなかつたが、これら諸先生にお伴しておこなつた、奈良県磯城郡大神神社の宮座調査は、きわめて有意義であつた。原田先生の村座論と喜多野先生の同族祭祀論との論争は、私にとって全く新しい問題意識への開眼であつたといつてよい。それは喜多野先生の同族論を、どのように批判的に継承するかという問題への視座を提供するものであつた。拙著「日本の意識」（岩波書店、一九八二）は、私なりの批判的継承への一つの試みであつたといつてよいであろう。喜多野先生も、この

頃からこれまでの自らの同族理解に再検討の手を加えはじめられたようと思われる。甲州急場部落の調査が、そのきっかけを与えたようである。「日本の家と家族」（同名の論文が前掲書に収録されている）の研究に、新たに親族の研究が加重され、日本社会の構造分析を親族組織の解明という方法視点からおこなう姿勢が明確となってきた。江守五夫氏を中心となって発足した「家族史研究」誌刊行の編集委員会に、顧問として積極的に参加されたのは、晩年になって斬く喜多野先生の社会理論が豊穣の秋をむかえた時候であったと受けとめてよいようと思われる。それだけに自らの田に蒔かれた種をお刈り入れ中に急逝されたことは、まさに惜しみでもなお余りあるように感じられてならない。つぎに、その意味からも喜多野先生の社会理論の輪廓を、ごく簡単にスケッチして先生の計を悼むことにしたく思う。

二、喜多野先生の社会学——一つの素描——

喜多野先生の社会理論の全体像を描くことは、もとより私の能力をこえているし、この小論のテーマでもない。いま私の手許には、昭和四十六年一月二十五日、早大文学部二二七番教室でおこなわれた喜多野先生最終講義の筆記ノートがある。「家の構造と家連合」と題されているこの最終講義が、その後活字化されているのか否かを私は知らないが、それは喜多野先生の社会理論と、それへの思索の歩みがよくうかがえるので、ここでそれをもとにして喜多野社会学の骨組を簡単にスケッチしてみることにする。

私も前出「思想」論文でふれたところであるが、喜多野先生の問題意

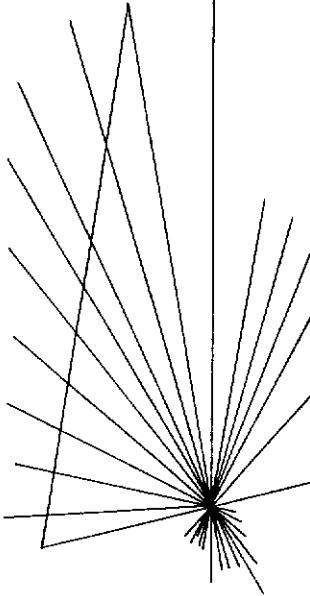
識はマルクス「資本論」への沈潜から発している。とくに「資本論」第三卷四九章「資本制地代発生史」はマルクス「地代論」を歴史分析に具体化するうえでの媒介環として、のちに大塚久雄先生その他の経済史家によって理論的に下敷とされたことは、すでに広く知られているところであるが、喜多野先生は早くも大正十四年にこの章節の意義に着目され、日本農村において何故資本家経営が成立しないのか、その所以は何处にあるのかを問題にされたのである。農村の実態調査からこの疑問を解こうとされた喜多野先生が衝き当った壁は、同族組織の存在、同族団による村支配の構造であった。また、それと密接に絡みあって存在している親方・子方関係という主従関係との関連をどう理解するかが、喜多野社会学を貫串する一本の赤い糸となっていく。この現象を解く理論的鍵は、マルクスの「資本制生産に先行する諸形態」がまだ知られていない當時にあっては、マルクスの経済理論からは容易には見出だし難いことであった。こうして喜多野先生の学問的な苦闘がはじまる。この最終講義によると、喜多野先生はヴェーバーの「経済史」を熟読されており、ヴェーバーのカズイスティーカに触発されて、同族組織を家の系譜関係アド stammung と家内部の扶養関係 Versorgung の二局面から分析することを思い立たせたようである。こうして、同族概念を本・分家の系譜関係から構成していく喜多野社会学に独自な理論的枠組が作り出されることになる。それは家族概念を戸田貞三先生の小家族結合で押さえ、それが人間社会に普遍的な存在という点から、日本の家はむしろ特殊的であり、したがって家は家族が日本という歴史的・文化的風土のもとでとつた歴史的・個性的な現象形態として把握るべきであるという「日本の家

と家族」（前掲書所収）の論文で展開される有賀先生の「日本の家」論批判の骨子ができあがっていくのである。

このように喜多先生にとって概念的に把握された日本の家は、普遍概念である家族が日本という国土でとった特殊概念であったが、しかし、それは単純に家族レヴェルで把えられていたのではなく、同族組織の構成単位として家長による家成員の支配という要素を内包するものであり、同族団は系譜の本源にもとづく本家の権威的統制団体なのであった。主従関係＝支配関係としては同族団と親方＝子方関係の間にみられる庇護＝被庇護の関係の差異は識別しにくいが、その支配の正当性如何という看點に立てば、同族団における支配の正当性根拠を系譜関係に求める喜多野先生の分析視角は、確かに有賀先生のそれよりは明確に両者の質的差異を浮彫りできるものを有していたといえるのではなかろうか。喜多野先生の同族論では主従関係が軽視されているとの批判は、その意味では的を失しているといわねばなるまい。同族団を系譜関係に即した主従関係＝支配団体として把えるならば、親方＝子方関係は、そうした系譜関係が無くても存続する主従関係＝支配の組織として類別することがでなく他の部面、たとえば企業についても分析用具として役立てられるようになる。すなわち、主従関係＝支配関係は、家政のもとでは扶養関係として現われるのであり、家長が家成員に対してもう生活上のさまざまな扶養の関係から家成員が離脱していく過程は、同時に家共同態のもとに家政として未分離のかたちをとつていた経営Betriebの局面が次

第に独立した一個の経営運営の組織として展開していく経済的合理主義の進展過程でもあるとして把え直されることになる。家からその成員が分離する過程は、新たな家族の成立過程でもあり、純粹な人格的結合である家族の核が分離することは、家政の看點からみれば、一面では扶養関係の拡充・他面ではそれの弱化となる。この分離した家族核がなお本家の家政に入るかたちをとつていれば、それは分家であり、したがって、分家慣行はこうした家政における扶養関係の現象形態として把えることができる。この家族核が本家の家政からは離脱しているが、なお近代家族のような裸の家族核として現象せず、家としての性格をとどめている場合、家と家との支配＝服従関係は親方＝子方関係として成立する。つまり、この支配＝服従関係は、もはや家の系譜関係に媒介されていないが、しかしながら子方の労働給付 Arbeitsleistung に対する親方の反対給付 Gegenleistung ではなく、親方の庇護＝給付を子方は一方的に必要としているかぎりで家の成員の扶養関係という外被がまつわりついており、経済的合理主義は未だ貫徹せず、何ほどか非合理的な性格を帶びていているのである。別言すれば、家と家との結合が家の系譜関係に基づく代りに、擬制的親子関係によって代位補充されているわけである。いまこれを経済的合理主義の発展という看點から把え直すならば、それは家政から経営が分離・独立していく一段階であるとみなすことができよう。いわゆる商家同族団における暖簾分けは、その意味では分家ではなく、経営の分かれることを指示したものである。

喜多野先生晩年の関心は、このように同族団の解体・再編の過程をどう把えるかに向けられていたが、その場合とくに重視されるようになつ



たのは、親族組織の問題であった。同族を社会人類学でいう父系親族団Patri Lineageとして理解できるか否かは、家をあくまでも一般学術用語への翻訳不可能な日本独自の現象とみるかという問題とも絡んで、戦後の農村社会学における一つの争点となつたことは、周知のところである。喜多野先生は社会人類学におけるそうした問題の所在を十分に知りながらも、富士山麓の念場部落の実態調査をつうじて、むしろ同族と親族との共存関係に注目して、この両者の機能連関を分析することに力点をおかれたようと思われる。これは社会人類学の立場に立つて同族を親族に解消する方向ではなく、これまでの農村社会学の枠組を保持しつゝ、かえつて両者の共存・協力関係が可能視される方向を目指す立場を暗示するものである。同族と共に生ずるような性格を示す親族組織は、果してどのような社会関係のネットワークの中で形成されるのであろうか。それが喜多野先生の最晩年における研究であつたように思われる。それは戦後の日本社会を社会学はどう把えるのかという根本問題とも深く関わりあう局面であるだけに、先生の急逝は惜しみてもなお余りあるものがあるといえよう。

昭和八年に製作された後編 農村改良劇 栄ゆく村 全五幕七場の第一幕です。

原作は大子町農会駐在技師の藤田里盛、監督は同じく大子町農会の成田健。もつとも、原作の前に山田部落塙ノ平の農事組合員菊池冬之の発想がありました。そして出演一五人は経営熱心な農事組合員の面々です。つまり農事組合員の発想を町の農会が組織・指導し、さらに大勢の農事組合員がこれに応えて作られたというわけです。
「大子町」というのは明治二二年の町村制施行に伴つて、それまでの大子村、浅川村、上岡村、山田村の四村が合併して生れた大子村（明治二十四年八月に大子町）のことを言います。現在の大子町はその旧来の大子町に九

第三十一回村研大会

開催地の横顔（2）

— 経済更生運動の指定村となつた

茨城県久慈郡大子町 —

第一幕 農家の孝子を救ふ技師発奮の場
村内の小作農家山田耕作の娘勝子、弟の正夫孝心に燃いて家事に手伝いをなす、家二耕作の妻長らくノ病床にあり、父耕作は看護ノかたはら薬細工をして家計を當む。豊田技手登場孝行ノ事情を聞き一家を助け同時ニ村の疲弊状況を知り更生ノ努力せむことを誓い奮村産業の改発ニ努む。

村（佐原・依上・袋田・宮川・黒沢・生瀬・上小川・下小川の一部、諸富野の一部）が合併（昭和三〇年）して出来たものです。

ともかく大子町はこの「栄ゆく町」をひとつのバネとして経済更生運動の指定村になってしまいます。その意味でこの農村改良劇をつくった農事組合の役割には注目しなければならないようです。しかも、大子町の農事組合は経済更生運動がまだ始まつていない昭和三年から四年のころに農村改良劇「栄ゆく村」七幕十場を完成させているのですからなさらです。残念なことは、いまのところこの内容を手に入れておりません。もし入手できれば、もとの「栄ゆく村」と後編を対比し、変化を調べてみたらおもしろいと思っています。生産の現場からの発想とイデオロギーとしての経済更生運動との結び目の一事例となるかもしませんので。

その農事組合ですが、昭和九年には大子町内で二八を数えます。大部分は昭和二年の設立で組合員は一組合当たり一二、三人。この農事組合の源流は明治末期の地方改良事業のなかにあります。茨城県では明治四年に産業に関する県是を定め、地方産業の改良に意を注ぎますが、その実行機関として農家組合の設立が奨励されています。大正一五年一月には県内の組合数九一一三、組合員数一万四千余人と調査されております。しかし大正後半期の活動は活潑とはいえないが、昭和になって新しい時代的要請のなかで再度活性化される、それが農事組合ということになつて参ります。こんなふうに見えてきますと農村改良劇「栄ゆく村」は明治末・大正初期と昭和を結ぶ、あるいは地方改良事業の下での農民と経済更生事業下の農民とを結ぶ、さらにはまた「大正デモクラ

ラシー」期の農民とファシズム下の農民とのその連なりを考える、恰好の素材になるかもしれません。

話しが戦後に飛びます。「栄ゆく農村」と関係の深い大子町山田部落（町村制以前山田村）を訪れてみました。この方も昭和初年の農事組合で大久保忠次さんに話しかけました。この方も昭和初年の農事組合で活躍し農村改良劇にも主役で登場する人物です。約百戸の山田部落には区議会があります。部落は七つの小字にわかれていますが、二年に一回、各戸一人の選挙人によって議員が選出され区議会がもたれるという仕組みです。一戸一人という家を単位とした選挙人制度、これには問題あり、とは思いますが投票によって選ばれた人々によって区が運営されたり、これは見識でしょう。大久保さんも停滞を嘆いていましたようटでゆく。これは改善すべきことはあるとしても、です。そしてこの制度をつくった中心人物が「栄ゆく農村」時代の農事組合員であったということは、さきの明治末以降の「連なり」に、もうひとつ検討すべき戦後の事実が加わったということにはならないのでしょうか。（東敏雄会員）

第三回 運営委員会 合同委員会報告 第二回 宿題委員会

去る三月十二日運営委員会・宿題委員会合同委員会が開かれ、各地区別研究会の開催等について審議されました。審議内容は次の通りです。

(一) 地区別研究会について

① 研究内容、方法等については、従来通り特に枠を設定しないが、第一回宿題委員会での研究方針の主旨（「研究通信」第一三二号一三頁報告）を基本に第一回研究会の論議（本号「研究通信」で報告）もふまえて各地区別に設定する。

② 研究会の時期は通信発行予定（六月末）とも関連して、できるだけ計画通り五月中に開催する。

(二) 特別研究会について

農政の浸透過程の機構を具体的に把握するために農企画担当者の話を聞く特別研究会を五月七日（土）に開催する。

(三) 今後の日程予定について

四月下旬 「研究通信」発行（第一三二号）

五月七日（土） 特別研究会（於・東京）

五月中 各地区別研究会

七月初旬 「研究通信」発行

七月中旬 第三回研究会（於・東京）

(四) 第三十一回大会について

大会開催校より、日程、会場等について次のとく紹介され承認。

① 大会日程 十月十二日（水）、十三日（木）
② 開催会場 茨城県久慈郡大子町『ホテル奥久慈』

(五) 報告事項

① 年報編集委員会（代理）から年報第十九集の研究動向の執筆者確定についての紹介。

▲年報編集委員会からのお願い▼

一、年報第十九集の研究動向の執筆者がつきのように決まりました。会員の皆さんには、各分野の担当者まで文献等をお送り下さるなど御協力をお願いいたします。

(1) 社会学

(a) 明治以前の時期について 米地 実会員
(b) 明治以降の時期について 岩崎 信彦会員

(2)

(a) 史学・経済史学
(b) 明治以前の時期について 岩本 由輝会員
明治以降の時期について 森 武麿会員

(3)

経済学
法学

民俗学・人類学

福田アジオ 氏

二、年報の執筆は全て確定しました。なお、前号「研究通信」では、自由投稿の申込期限が六月末日となっていましたが、一月末日の誤りでした。

▲事務局からのお願い▼

一、第三十一回大会での課題報告（農政と村落）および自由報告の希望者を募ります。六月末日までに事務局へお申し出下さい。

二、改正「会員名簿」は次回研究通信とともに送付の予定です。変更のある方は六月末日までに事務局へ御連絡下さい。